

毎月勤労統計調査の入替え方式の見直しについて

平成 29 年 1 月
厚生労働省

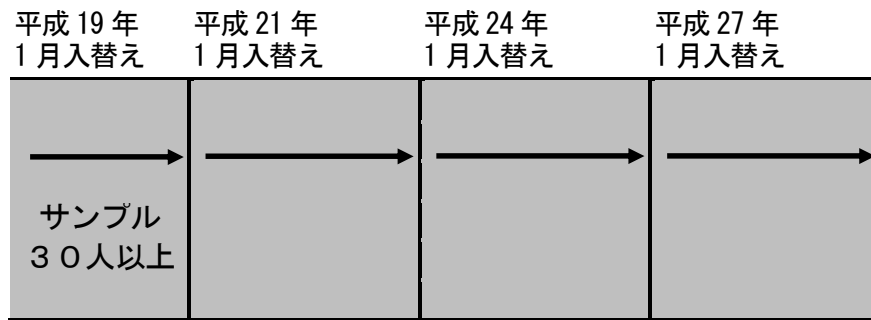
厚生労働省では、平成 30 年 1 月分調査から、毎月勤労統計調査の 30 人以上の調査対象事業所の入替え方式を変更します。

この変更に伴い、これまで調査をお願いしてきた事業所に、平成 30 年 1 月、又は 31 年 1 月まで引き続きお願い申し上げております。さらにお手を煩わせることとなりまことに恐縮ですが、ご理解のほどよろしく願いいたします。

現在

サンプルのうち 30 人以上事業所（約 2 万事業所）

2～3 年ごとに、新たに無作為抽出した事業所に総入替え
⇒入替え時に**結果に段差**



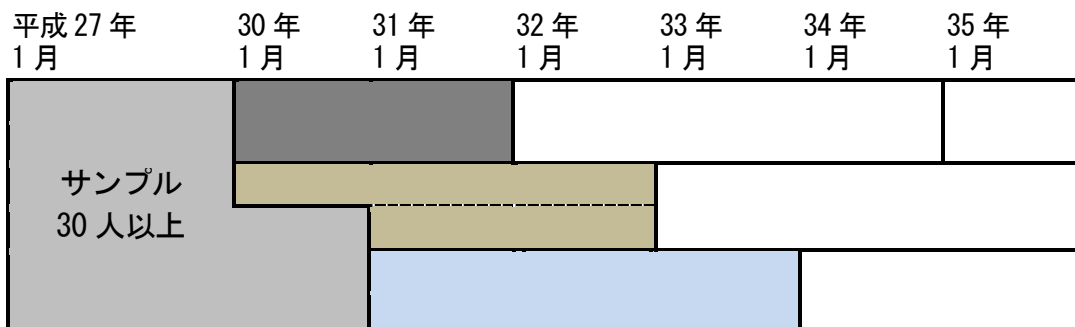
○経済財政諮問会議から、段差が生じる際のサンプル替えのあり方について考えを示すよう指摘

○統計委員会から、部分入替え方式は段差を縮減させると期待できるとの意見

変更

平成 30 年 1 月分から
1 年ごとに順に 3 分の 1
ずつ入れ替える方式 ⇒ 段差の縮小

注 平成 30 年と 31 年の 1 月は経過措置で 2 分の 1 入替え



(注) 入替え月は入替え前の事業所も併せて調査します。